

まだ間に合う!

来年4月1日に5%→8%へ!
経過措置への対応はお済ですか?

建設業のための消費税対策セミナー

工事請負事業の場合、一定の要件を満たすことで、増税後の引き渡しでも消費税が5%のままとなる「経過措置」があります。こうした条件(経過措置)を活かすことで施主等の相手先の税負担を5%にとどめ工事請負の受託促進が考えられます。本セミナーでは、経過措置対策を分かりやすく解説する事と合わせ、受託件数を上げるための具体的な営業・販売促進策を解説します。

◆セミナー内容

- ・消費税増税についての基礎知識
- ・契約、会計等の業務と経過措置対策
- ・増税駆け込み需要に向けた受注や購買対策

◆日時 9月4日(水)19時～21時

◆場所 津市白山総合文化センター
多目的室

◆定員 30名

◆主催 津市商工会建設業部会



◆講師プロフィール
安田コンサルティング
代表 安田勝也 氏

建設業大好きコンサルタントとして全国各地のセミナーで活躍中。

中小企業診断士、行政書士、1級建設業経理士、システムアナリスト、テクニカルエンジニア

「消費税対策セミナー」参加申込書

事業所名 _____ TEL _____

参加人数 _____ 名 参加者氏名 _____

※申込み締切 8月23日(金)

申込・問合せ 本所 担当:家城
TEL 262-3250 FAX 262-2887